

放置車両の確認事務の委託手続等に関する事務取扱要綱の制定について

通達甲（交・都・駐1）第4号

平成17年3月31日

第1 目的

この要綱は、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託に関する規則」という。）に基づく放置車両に係る確認事務の委託の手続等に関する各種申請及び申込み（以下「申請等」という。）並びに行政処分等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。